

東日本大震災に伴う南栗橋地区の基準点測量の
点検結果等に関する説明会

【日時】 平成24年8月25日（土）9時から16時
南栗橋3．4．7．8．9丁目
平成24年8月26日（日）9時から16時
南栗橋10．11．12．5．6丁目

【場所】 栗橋コミュニティセンター（くふる）
多目的室4・5

次 第

1 開 会

2 説明内容

- (1) これまでの測量の経緯について
- (2) 各街区の点検結果について
- (3) 今後の対応について
- (4) 測量スケジュール（予定）

3 質疑応答

4 その他

5 閉 会

東日本大震災に伴う南栗橋地区の基準点測量及び各街区の 点検結果と今後の対応について

(1) これまでの測量の経緯について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方・関東地方など広範囲にわたり地殻変動が生じました。

久喜市においても、電子基準点「久喜」(※1)で東南東に約52cm移動しています。この地殻変動による移動については、相対的に移動(※2)したものとして捉え、移動後の地表面は移動前と同じ状態として取り扱っています。

このような中、東日本大震災により、南栗橋地区の一部の区域では、街区(※3)の歪みや道路の隆起陥没等の被害が発生し、本来の官民境界の位置が不明確な状況になりました。

このため、平成24年1月28日、29日の両日にわたり、道路被害が生じた箇所に隣接する関係地権者を対象に、官民境界を明確にするための測量について説明会を開催させていただいたところでございます。その後は、測量の基本となる基準点測量を行うとともに道路に隣接する箇所での境界確認も概ね終了し、現在は正規の位置に街区杭(コンクリート杭及び金属釘)を埋設しております。

一方、東日本大震災に伴う道路被害が発生していない箇所におきましても、確認のため南栗橋3丁目から12丁目にかけて、各街区の点検を行ったところでございます。

(※1) 基準点とは

全ての測量の基礎となる点で、地図作成や各種測量の基準となる点をいいます。その中でも、宇宙衛星からの電波を受信し基準点の位置を24時間連続観測しているものを電子基準点といいます。久喜市には、六万部の埼玉県農林総合研究センター園芸研究所の敷地内に一基あります。

(※2) 相対的に移動とは

地震に伴い、土地は平行移動しているものとして捉え、移動後の地表面は移動前と同じ位置にあるものとして取り扱っています。

(※3) 街区とは

道路などの公共施設に囲まれた「ひとかたまり」の土地(ブロック)をいいます。

(2) 各街区の点検結果について

道路の交差点など概ね50m毎に設置されている4級基準点を基に、各街区の街区点（既設の街区杭等）を点検した結果、一部の街区では公差（測量誤差の限度）（※4）を超えて歪みが生じている可能性があることが解りました。

従いまして、今後、歪みが生じている可能性がある街区では、街区全体の境界測量を行う必要があります。

境界測量を行う必要がある街区（現在は丁目及び番）は以下の一覧表のとおりです。

境界測量予定街区一覧表

丁目	番
南栗橋 3 丁目	2、3、5、6、7、8、9、10、11、12、15、16、17、20
南栗橋 4 丁目	5
南栗橋 5 丁目	2、3、8、9、15、16、17、18、19、20
南栗橋 6 丁目	21、25
南栗橋 7 丁目	3、5、6、7、8、9、10、12、13
南栗橋 8 丁目	なし
南栗橋 9 丁目	なし
南栗橋 10 丁目	1、2、3、5、6、7、9、10、12、13、14、15、16、17
南栗橋 11 丁目	1、2、3、5、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20
南栗橋 12 丁目	2、3、7、8、11、12、13、14、16、17

(注) 歪みが生じている可能性があるといいますが、道路被害があった箇所にと比べると生じている歪みの度合いは当然小さいものと考えております。

(※4) 公差（測量誤差の限度）とは

一筆地測量及び地積測定 of 誤差の限度を示すものです。

南栗橋地区は、精度区分「甲1」という高い測量精度を確保する座標により、境界が管理されています。ちなみに測量誤差の限度は、点間距離1mの場合2.3cm、13mの場合3cm、また、面積150㎡の場合0.43㎡となります。

(3) 今後の対応について

(2) 各街区の点検結果を踏まえ、境界測量を行う必要がある街区については、今後、9月補正予算により財源を確保した上で、境界測量を実施してまいりたいと考えております。

具体的に境界測量を実施していく場合については、まず始めに街区全体の面積が確保できるかの確認を行うと共に、街区点についても点間距離が公差（測量誤差の限度）の範囲内であるか確認をいたします。

なお、大半の街区については、この時点で問題が無いという状況が予想されます。

しかし、どうしても公差（測量誤差の限度）を超えて歪みが生じている街区では街区面積の確保を行った上で、公差を超えて動いている街区点について土地所有者と境界確認を行い、正規の位置に街区杭（コンクリート杭あるいは金属鋸）を復元（埋設）してまいりたいと考えております。

さらに、復元が必要な街区杭に係る民地と民地の画地点についても確認のための測量（ポイントの表示は行う）を行いたいと考えております。

(4) 測量スケジュール（予定）

平成24年10月上旬	境界点測量業務委託の発注
平成24年10月中旬 ～	各街区の境界測量（点検及び復元）の実施
平成25年 1月中旬	境界測量の完了
平成25年 2月初旬	公差（測量誤差の範囲）を超えて歪みが生じている街区について、正規な位置への街区点の仮杭等の設置・画地点の現地表示
平成25年 2月下旬	境界確認（立会い）及び境界標の復元（埋設）